

山形市体育施設の 利用制限(一部解除)について

まん延防止等重点措置実施期間後の山形県再拡大（リバウンド）防止特別対策期間の取組みとして、下記のとおり利用制限の一部解除します。

施設の名称	期間	制限の内容
山形市総合スポーツセンター 第一体育館、第二体育館、武道場、弓道場、 軽運動場、屋内プール、 トレーニングルーム、テニスコート きらやかスタジアム屋内練習場、スケート場 <u>※スケート場は2月24日から閉場となります。</u>	2/21 ～ 3/6	一般の利用を再開 <u>高校生以下の利用停止</u>
市内体育館等 福祉・南部・江南・沼の辺体育館、 山形市弓道場		
山形市球技場	3/1 ～ 3/6	3/1 開場、一般利用開始 <u>高校生以下の利用停止</u>

ただし、予約済の大会・イベントについては、感染防止対策が徹底できる場合に限り利用可能といたします。

※3月7日以降利用分のご予約は通常どおり受付いたしますが、感染状況により取消させていただく場合がございます。

※感染状況等により内容を変更する場合がございます。ホームページ、電話等でご確認ください。

指定管理者：（公財）山形市スポーツ協会